

事 務 連 絡
令和5年12月27日

施設長各位

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
施設福祉課長
(事業者指定担当：222-4161)
京都市子ども若者はぐくみ局
子ども家庭支援課長
(発達支援担当：746-7625)

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修の受講に 必要な実務経験について

平素より本市の障害福祉行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の研修体系については、令和元年度から、サービス管理責任者等基礎研修(以下「基礎研修」という。)及び相談支援従事者初任者研修講義部分の両方を修了した者(以下「基礎研修修了者」という。)が、サービス管理責任者等実践研修(以下「実践研修」という。)を受講するために必要な実務経験(○J T)は「2年以上」とされていますが、令和5年6月30日付で国の告示が改正され、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験(○J T)として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とすることが認められました。

上記に関して、京都市内の事業所については、以下のとおり取扱うこととしますので、事業者におかれましては、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 例外措置の要件

実践研修を受講するための実務経験(○J T)を「6月以上」とする今回の改正は、実践研修受講要件に関する例外措置です。例外措置の対象となる者は、次の要件(1)~(3)のいずれも満たすことが必要です。

(1) 基礎研修受講開始時における実務経験

基礎研修受講開始時(WEB講義視聴開始日又は集合研修日のいずれか早い日)において、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(別紙1、2参照)を満たしていること。

(2) 実務経験(○J T)の内容

「基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了し、修了証の交付日以降において、「個別支援計画作成の一連の業務」(以下「○J T業務」という。)に従事した期間が6月以上あること。

なお、個別支援計画は、概ね10回以上行うことが必要(延べ10人分以上(1人について計画を2回見直した場合は延べ2人))の計画作成が必要)であり、単にその業務に従事して6月以上経過するのみでは要件を満たしません。

(3) 指定権者への届出

上記業務への従事することについて、指定権者(京都市内の事業所は京都市)に届出を行うこと。

2 本市への届出

原則に必要な実務経験（ＯＪＴ）が２年以上とされていますが、例外的に「６月以上と」するＯＪＴ業務の実施にあたり、以下のとおりＯＪＴ業務の開始前と実施後において、**郵送で届出を提出**してください。

(1) 基礎研修修了後～ＯＪＴ業務開始前

ア 提出書類

	様式名	補足事項
1	(様式1) サービス管理責任者等実践研修における 「６月以上の実務経験（ＯＪＴ）」開始届 (以下、「開始届」という。)	・記入例参照 ※必ず記入例をご確認のうえ、届出を作成 してください。
2	経歴書（参考様式3）	
3	実務経験証明書（参考様式4）	・サービス管理責任者等基礎研修受 講開始前までに実務経験要件を満た していること ・証明する法人の押印が必要 ・原本証明 ^注 する場合は写しでも可
4	研修修了証の写し ・サービス管理責任者等基礎研修修了証 ・相談支援従事者初任者研修講義部分	
5	(有資格者) 資格証の写し	サービス管理責任者の実務経験が3 ～5年、児童発達支援管理責任者の 実務経験が5年の場合に添付が必要
6	勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）	ＯＪＴ業務を開始した月のもので、 ＯＪＴ対象者が分かるように明記し たものを添付

注：原本証明とは、写しが原本と相違ないことを、届出を行う法人が証明するものです。

(例) 写しの余白又は裏面に以下を記載し、法人印を押印する。

この写しは原本と相違ないことを証明する。
(法人名) ○○法人
(代表者名) 理事長 ○○
(証明年月日) 令和○年○月○日

印

イ 提出期限

ＯＪＴ業務開始後１０日以内

~~※ 本事務連絡を発出前に、既にＯＪＴ業務を開始している場合は、遡及して要件を確認しますので、令和6年1月31日までに提出してください。~~

(2) OJT業務実施後

ア 提出書類

(7) 同一法人内でOJT業務を6月以上実施した場合

	様式名	補足事項
1	(様式2-1) サービス管理責任者等実践研修における 「6月以上の実務経験(OJT)」完了届 兼実務経験証明書	記入例参照 ※必ず記入例をご確認のうえ、届出を作成 してください。

(4) 複数法人でOJT業務を6月以上実施した場合

	様式名	補足事項
1	(様式2-2) サービス管理責任者等実践研修における 「6月以上の実務経験(OJT)」完了届	・記入例参照 ※必ず記入例をご確認のうえ、届出を作成 してください。 ・複数の法人でOJT業務を行った 場合は、OJT業務の完了を確認し た法人が完了届を提出します。 ・開始届を提出した法人も含め、O JT業務が6月に満たない法人につ いては、様式3のみ提出してくださ い。
2	(様式3) OJT業務に係る実務経験証明書	証明する法人の押印が必要

イ 提出期限

原則、実施後10日以内

※ ただし、受講しようとする実践研修の申込締切（消印有効）までには、必ず提出してください（申込期限を過ぎた場合、当該実践研修の受講はできません）

※ ~~本事務連絡を発出前に、既にOJT業務を完了している場合は、遡及して要件を確認しますので、令和6年1月31日までに提出してください。~~

(参考) 実践研修受講後にサービス管理責任者等として配置する際に必要な提出書類

	様式名	補足事項
1	変更届（第2号様式）	
2	経歴書（参考様式3）	
3	実務経験証明書（参考様式4）	・証明する法人の押印が必要 ・原本証明する場合は写しでも可
4	勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）	・配置する月のもの
5	研修修了証の写し ・サービス管理責任者等基礎研修修了証 ・相談支援従事者初任者研修講義分修了証 ・サービス管理責任者等実践研修修了証	
6	（有資格者）資格証の写し	
7	（管理者も併せて変更する場合） 誓約書（障：参考様式8、児：参考様式6）	
8	（管理者も併せて変更する場合） 役員等名簿（障：参考様式9、児：参考様式7）	

3 留意事項

- ・ 届出内容に相違があった場合は、サービス管理責任者等実践研修を受講できないことや、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置できない可能性があります。
- ・ OJT業務の従事期間としては、6月以上かつ通算90日以上が必要となります。
- ・ 他都市の実践研修を受講するにあたって、開始届又は完了届に関して本市の収受印が必要な場合は、提出時に、①収受印を押印する控え、②返信用封筒を必ず同封してください。

4 お問合せ及び変更届出書提出先

【障害福祉サービス事業所等を実施している事業者】

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 事業者指定担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075-222-4161

【障害児通所支援事業所等を実施している事業者】

京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 発達支援担当

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル2階

電話 075-746-7625

サービス管理責任者の実務要件

別紙1

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）

業務種別	業務内容・資格等				必要とされる年数	
相談支援業務	A	地域生活支援、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、地域障害者相談支援事業の従事者				
	B	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センターの従業者				
	C	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者				
	D	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者				
	E	特別支援学校の従業者				
	F	病院若しくは診療所の従業者 ○これに準ずる者 ●以下のいずれかに該当する者 ・大学、高等学校又は専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ・都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ・社会福祉士 ・厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ・前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの ●相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者 ●医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士 ●A、B、C、D、E勤務期間が1年以上の者				
訓練等・直接支援業務	以下のいずれかに該当する者 ・大学、高等学校又は専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ・都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ・社会福祉士 ・厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ・前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定める者		a	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室で療養病床に係るものの従業者	通算5年以上	
			b	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従業者		
	相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者		c	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者		
	保育士（保育士又は国家戦略特別区域限定保育士）		いずれかに該当	障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者		
	児童指導員（次の各号のいずれかに該当する者） ・都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ・社会福祉士の資格を有する者 ・精神保健福祉士の資格を有する者 ・大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者 ・大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの ・三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの					
	精神障害者社会復帰指導員（次のいずれかに該当する者） ・大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより大学院への入学を認められた者 ・大学において、社会福祉学に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者 ・高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を卒業した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したもの ・精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者					
直接支援業務	aからeまでに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でないもの				通算8年以上	
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間						上記の期間が通算して3年以上かつ左記の期間が通算して3年以上

◎本資料は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）における実務経験を概略化し、見やすとした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等の詳細については、事業所所在地を管轄する府保健所福祉課又は京都市障害保健福祉推進室までお問い合わせください。

児童発達支援管理責任者の実務要件

別紙2

実務経験者

- ① イ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ② ニの期間を通算した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ③ イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつヘの期間が通算して五年以上である者

区分	期 間
イ	次に掲げる者が相談支援業務(※日常生活を営むのに支障がある者、児童へ日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導その他の支援を行う業務)に従事した期間 (1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従業者 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センターの従業者 (3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者 (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者 (5) 学校(大学を除く。以下同じ。)の従業者 (6) 保険医療機関の従業者であって、次のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事任用資格者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの ③国家資格等(※1)を有している者 ④上記(1)から(5)に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上(※2)である者
ロ	①から④に掲げる資格を有するものであって、(1)から(5)に掲げる者が直接支援業務(※日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護、介護者への介護の指導、動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)、その訓練等を行う者に対する指導その他職業訓練、職業教育に係る業務)に従事した期間 ①社会福祉主事任用資格 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うための必要な知識及び技術を修得したと認められるもの ③保育士 ④児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者 (1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者 (2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者 (3) 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所の従業者 (4) 特例子会社、助成金受給授業所の従業者 (5) 学校の従業者
ハ	次に掲げる期間を合算した期間 ①老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者が相談支援の業務に従事した期間 ②老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間
ニ	ロの(1)から(5)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
ホ	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
ヘ	国家資格有資格者(※1)を有している者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(※1)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2)「1年以上」：業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上

◎本資料は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)における実務経験を概略化し、見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等の詳細については、事業所所在地を管轄する府保健所又は京都市子ども家庭支援課までお問い合わせください。